

多治見市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年岐阜県条例第 30 号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の申請書は、設立認証申請書（別記様式第 1 号）によるものとする。

(公告及び縦覧)

第 3 条 法第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、インターネットを利用して行う。

2 法第 10 条第 2 項に規定する所轄庁が指定する場所は、多治見市役所環境文化部くらし人権課内とする。

(設立登記の届出)

第 4 条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、設立登記完了届出書（別記様式第 2 号）によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第 5 条 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、役員の変更等届出書（別記様式第 3 号）によるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第 6 条 法第 25 条第 4 項の申請書は、定款変更認証申請書（別記様式第 4 号）によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第 7 条 法第 25 条第 6 項の規定による届出は、定款変更届出書（別記様式第 5 号）によるものとする。

(定款の変更の登記完了の提出)

第 8 条 法第 25 条第 7 項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更の登記完了提出書（別記様式第 6 号）によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあっては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第 9 条 法第 29 条の事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（別記様式第 7 号）によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写の場所)

第 10 条 県条例第 7 条の閲覧及び謄写は、多治見市役所環境文化部くらし人権課内において行うものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第 11 条 法第 31 条第 2 項の認定の申請は、解散認定申請書（別記様式第 8 号）によるものとする。

(解散の届出等)

第 12 条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、解散届出書（別記様式第 9 号）によるものとする。

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、清算人就任届出書（別記様式第 10 号）によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第 13 条 法第 32 条第 2 項に規定する認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第 11 号）によるものとする。

(清算終了の届出)

第 14 条 法第 32 条の 3 の規定による届出は、清算終了届出書（別記様式第 12 号）によるものとする。

(合併の認証申請)

第 15 条 法第 34 条第 4 項の申請書は、合併認証申請書（別記様式第 13 号）によるものとする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第 16 条 法第 35 条第 1 項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第 2 項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

（合併登記の届出）

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書は、合併登記完了届出書（別記様式第14号）によるものとする。

（検査の際の身分証明書）

第18条 法第41条第3項の証明書は、別記様式第15号によるものとする。

（書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法）

第19条 県条例第15条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第20条 県条例第15条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

（1） 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

（2） 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができなければならない。

第21条 県条例第15条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 多治見市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成28年規則第36号）は、廃止する。

3 この規則の施行の日前に、前項の規定による廃止前の多治見市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定によってなされた申請、届出その他の手続又は処分は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。